

岩手県告示第603号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成27年7月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成27年7月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人たきざわ子ども倶楽部
 - (2) 代表者の氏名 熊谷順太
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県紫波郡紫波町桜町字中屋敷2番地
- 3 定款に記載された目的 この法人は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対して、放課後等の生活の場などを提供する学童保育に関する事業を行い、児童の健全育成を通じ明るく健康的な家庭づくりを支援することなどにより、地域社会におけるより豊かな子育て環境の創造に寄与し、もって滝沢市民の福祉の向上と公共の福祉の増進に資することを目的とする。